

自動録音電話機等購入補助金の詳細について

都市安全部生活安全室防犯交通安全課

1 事業の趣旨及び経緯

高齢者に対する特殊詐欺の被害を未然に防止するとともに、被害防止意識の普及啓発を目的として、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機又は固定電話機に設置する外付け録音機の購入費用の一部を補助するもの

兵庫県の令和5年12月補正予算において、県の自動録音電話機等普及促進事業が拡充され、市町が実施する自動録音電話機等の購入費用の補助について、これまでの市町が補助した額の2分の1（固定電話機：上限4千円、外付け録音機：上限2千円）から、令和5年12月13日以降に購入された機器については、市町が補助した額を定額（固定電話機：上限1万円、外付け録音機：上限5千円）で市町へ補助することとなったことを受け、県の普及促進事業を利用した本件補助制度を新設し、実施することとしたものです。

2 補助対象者

宝塚市内に居住し、住民登録のある65歳以上の者又はその者と同一世帯に属する者

3 補助対象機器

自動警告機能と自動録音機能を共に有する固定電話機又は外付け録音機

4 補助額

購入額

●固定電話機 上限1万円

●外付け録音機 上限5千円

5 予算措置

歳入 17 県 02 県 01 総 01 総

自動録音電話機等普及促進事業県補助金 4,000,000 円 (10,000 円×400 台)

歳出 02 総 01 総 19 諸 18 負

自動録音電話機等購入補助金 4,000,000 円 (10,000 円×400 台)

6 補助申請受付期間 令和6年(2024年)5月上旬から令和7年(2025年)1月31日まで